

山形県公安委員会告示第2号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、認定検査実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和8年3月3日

山形県公安委員会

委員長 柴田 曜子

届出をした者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社出羽自動車教習所	代表者の氏名	徳田 茂子	徳田 喜恵子